

一般社団法人吹奏楽教育協会

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人吹奏楽教育協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、吹奏楽教育の充実発展及び未来の姿を模索することを目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 中高生のためのアンサンブルコンテストの開催

(2) 吹奏楽教育の充実発展に寄与する各種講習会・コンテスト等への支援事業

(3) 会員相互及び他の吹奏楽団体並びに各種関係機関との交流事業

(4) 前各号に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(会員)

第5条 第3条の目的に賛同し、入会した個人を会員とし、会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

2 会員となるには、所定の様式による申し込みの上、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会事由及び手続き)

第7条 当法人を退会しようとする会員は、所定の様式による退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 年度の途中において退会するときは、既納の会費は返還しない。また、その会員であった事業年度の未納会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

- (2) 会員が成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 会員が死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 総会員の同意があったとき。
- (5) 除名されたとき。

(会員名簿)

第9条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 総会

(構成)

第10条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第11条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事の選任又は解任
- (2) 理事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第12条 当法人の総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、臨時総会は必要があるときに開催する。

(招集)

第13条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(議長)

第14条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第15条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散及び残余財産の処分

(4) その他法令又はこの定款で定める事項

(代理)

第17条 総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面又は電磁的記録(電子メール)を代表理事に提出することにより、他の会員を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前条の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員を設置)

第19条 当法人に、以下の役員を置く。

(1) 理事 2名以上5名以内

2 理事のうち、互選により1名を代表理事とする。

3 前項の代表理事をもって理事長とする。

(役員を選任)

第20条 理事は総会の決議によって選任する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 理事長は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(役員の任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事が欠けた場合又は第19条第1項で定める理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第24条 理事の報酬等は、総会の決議によって定める。

(名誉会員)

第25条 当法人に、名誉会員を置くことができる。

2 名誉会員は、理事長により推薦され、総会で承認された者とする。

3 名誉会員の推薦要件その他は別に理事の過半数の決定に基づき定めるものとする。

第5章 計算

(事業年度)

第26条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第27条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、定時総会に提出し第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、理事の名簿を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第28条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第6章 解散及び清算

(解散)

第29条 当法人は、総会における、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第30条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第31条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第32条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人吹奏楽教育協会のため、この定款を作成し、代表理事が記名押印する。

令和3年5月19日

これは当法人の定款である。

代表理事

青木 正己